



平成 27 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社 ハウス オブ ローゼ
代表者名 代表取締役社長 神 野 晴 年
(コード番号 7506 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役管理本部長 桑 野 純 也
TEL: 03-5114-5814(直通)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 20 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 19 日開催予定の第 34 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1) 平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。
当社は、社外取締役の機能を活用し、取締役会の監督機能を強化することによって、コーポレートガバナンスをより充実させると共に経営の効率化を図るため、監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等関連する規定の変更を行うものであります。
- (2) 会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきまして責任限定契約を締結できる旨の規定を定款第 26 条として新設するものであります。
- (3) 剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項を取締役会の決議によって定めることができる旨の規定を定款第 34 条として新設し、併せて同条の一部と内容が重複する条項を削除するものであります。
- (4) その他、字句の修正及び条文の新設、削除に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成 27 年 6 月 19 日 (金)
定款変更の効力発生予定日	平成 27 年 6 月 19 日 (金)

以上

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 <条文省略></p> <p>第 2 条（目 的）</p> <p>当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 医薬部外品<u>および化粧品</u>の製造販売<u>ならびに</u>輸出入 2. 香料の製造販売<u>ならびに</u>輸出入 3. 医薬品<u>および医療器具</u>の販売 4. 健康食品の製造販売<u>ならびに</u>輸出入 5. 化粧用雑貨<u>および化粧用器械</u>の製造販売<u>ならびに</u>輸出入 6. 日用雑貨の製造販売<u>ならびに</u>輸出入 7. 衣料品の製造販売<u>ならびに</u>輸出入 8. リフレクソロジーサロン運営<u>ならびに</u>コンサルティング 9. ヒーリングリラクゼーション（癒し）サロン運営<u>ならびに</u>技術指導 10. 痩身美容術院・美顔術院の運営<u>ならびに</u>技術指導 11. 全身美容サロンの運営<u>ならびに</u>技術指導 12. 美容院の経営<u>ならびに</u>技術指導 13. スポーツクラブ<u>およびフィットネス</u>クラブの運営<u>ならびに</u>技術指導 14. <条文省略> 15. 喫茶室<u>ならびに</u>飲食店の営業 16. 不動産の賃貸<u>および</u>管理 17. <条文省略> <p>第 3 条 <条文省略></p> <p>第 4 条（機 関）</p> <p>当社は、株主総会<u>および取締役</u>のほか、次の機関を置くものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u> <p>第 5 条 <条文省略></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 <現行どおり></p> <p>第 2 条（目 的）</p> <p>当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 医薬部外品<u>及び化粧品</u>の製造販売<u>並びに</u>輸出入 2. 香料の製造販売<u>並びに</u>輸出入 3. 医薬品<u>及び医療器具</u>の販売 4. 健康食品の製造販売<u>並びに</u>輸出入 5. 化粧用雑貨<u>及び化粧用器械</u>の製造販売<u>並びに</u>輸出入 6. 日用雑貨の製造販売<u>並びに</u>輸出入 7. 衣料品の製造販売<u>並びに</u>輸出入 8. リフレクソロジーサロン運営<u>並びに</u>コンサルティング 9. ヒーリングリラクゼーション（癒し）サロン運営<u>並びに</u>技術指導 10. 痩身美容術院・美顔術院の運営<u>並びに</u>技術指導 11. 全身美容サロンの運営<u>並びに</u>技術指導 12. 美容院の経営<u>並びに</u>技術指導 13. スポーツクラブ<u>及びフィットネス</u>クラブの運営<u>並びに</u>技術指導 14. <現行どおり> 15. 喫茶室<u>並びに</u>飲食店の営業 16. 不動産の賃貸<u>及び</u>管理 17. <現行どおり> <p>第 3 条 <現行どおり></p> <p>第 4 条（機 関）</p> <p>当社は、株主総会<u>及び取締役</u>のほか、次の機関を置くものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> <u>(3) 会計監査人</u> <p>第 5 条 <現行どおり></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p>
<p>第 6 条 <条文省略></p>	<p>第 6 条 <現行どおり></p>
<p>第 7 条 (自己の株式の取得)</p> <p><u>当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p>	<p><削 除></p>
<p>第 8 条 <条文省略></p>	<p>第 7 条 <現行どおり></p>
<p>第 9 条 (単元未満株式についての権利)</p> <p><条文省略></p> <p>(1) <条文省略></p> <p>(2) <条文省略></p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>	<p>第 8 条 (単元未満株式についての権利)</p> <p><現行どおり></p> <p>(1) <現行どおり></p> <p>(2) <現行どおり></p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>
<p>第 10 条 (株式取扱規程)</p> <p>当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>第 9 条 (株式取扱規程)</p> <p>当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>第 11 条 (株主名簿管理人)</p> <p><条文省略></p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>	<p>第 10 条 (株主名簿管理人)</p> <p><現行どおり></p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p>
<p>第 12 条 (招 集)</p> <p>当社の定時株主総会は、<u>営業年度末日の翌日</u>から 3 カ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要性がある場合に随時これを招集する。</p>	<p>第 11 条 (招 集)</p> <p>当社の定時株主総会は、<u>事業年度末日の翌日</u>から 3 カ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要性がある場合に随時これを招集する。</p>
<p>第 13 条 <条文省略></p>	<p>第 12 条 <現行どおり></p>
<p>第 14 条 (招集権者および議長)</p> <p><条文省略></p>	<p>第 13 条 (招集権者及び議長)</p> <p><現行どおり></p>
<p>2. <条文省略></p>	<p>2. <現行どおり></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第15条</u> (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p><u>第16条</u>～<u>第17条</u> <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p><u>第18条</u> (員 数) 当社の取締役は、<u>8</u>名以内とする。 <新 設></p> <p><u>第19条</u> (選任方法) <新 設></p> <p style="text-align: center;"> <条文省略></p> <p style="text-align: center;"><u>2.</u> <条文省略></p> <p><u>第20条</u> (任 期) 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <新 設></p> <p style="text-align: center;"> <新 設></p> <p style="text-align: center;"> <新 設></p>	<p><u>第14条</u> (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類<u>及び</u>連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p><u>第15条</u>～<u>第16条</u> <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役<u>及び</u>取締役会</p> <p><u>第17条</u> (員 数) 当社の取締役は、<u>12</u>名以内とする。 <u>2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は4名以内とする。</u></p> <p><u>第18条</u> (選任方法) <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u> <u>2.</u> <現行どおり> <u>3.</u> <現行どおり></p> <p><u>第19条</u> (任 期) <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> <u>4. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第 21 条</u> (代表取締役および役付取締役) <条文省略></p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役会長、取締役社長各 1 名</u>のほか、必要に応じて専務取締役、<u>および</u>常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p><u>第 22 条</u> (取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役会長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p><u>第 23 条</u> (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役<u>および各監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p><u>第 24 条～第 25 条</u> <条文省略></p> <p><u>第 26 条</u> (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p><u>第 20 条</u> (代表取締役及び役付取締役) <現行どおり></p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名のほか、必要に応じて<u>取締役会長、専務取締役、及び</u>常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p><u>第 21 条</u> (取締役会の招集権者及び議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p><u>第 22 条</u> (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p><u>第 23 条～第 24 条</u> <現行どおり></p> <p><u>第 25 条</u> (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>第 26 条</u> (取締役の責任免除) 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役 (業務執行取締役または支配人その他の使用人であるものを除く。)</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p><u>第 27 条</u> (取締役への業務執行の決定の委任) 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、<u>取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><新 設> <新 設></p> <p><新 設></p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査等委員会</p> <p><u>第 28 条 (監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>第 29 条 (監査等委員会規程)</u></p> <p><u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p><u>第 34 条～第 35 条</u> <条文省略></p> <p><u>第 36 条 (報酬等)</u></p> <p>会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p><u>第 30 条～第 31 条</u> <現行どおり></p> <p><u>第 32 条 (報酬等)</u></p> <p>会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>
<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p><u>第 37 条</u> <条文省略> <新 設></p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p><u>第 33 条</u> <現行どおり></p> <p><u>第 34 条 (剰余金の配当等)</u></p> <p><u>当社は、剰余金の配当等会社法 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に特段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>
<p><u>第 38 条 (剰余金の配当の基準日)</u></p> <p><条文省略> <新 設></p> <p>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</p> <p><u>第 39 条 (中間配当)</u></p> <p><u>当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として、中間配当を行うことができる。</u></p>	<p><u>第 35 条 (剰余金の配当の基準日)</u></p> <p><現行どおり></p> <p>2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u></p> <p>3. <u>前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><削 除></p>
<p><u>第 40 条</u> <条文省略></p>	<p><u>第 36 条</u> <現行どおり></p>